

2015年11月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
法務大臣 岩城光英 殿  
総務大臣 高市早苗 殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14  
日本同盟基督教団「教会と国家」委員会  
委員長 柴田智悦

### 靖国神社秋季例大祭参拝等に対する抗議声明

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、本年の靖国神社春季例大祭に続いて秋季例大祭においても、安倍晋三首相が真榊を奉納し、高市早苗総務相と岩城光英法相が参拝したことに対して強く抗議いたします。

まず、靖国神社は、特定の基準による戦没者を合祀する宗教施設としての神社であり、一宗教法人であって、宗教団体であることは明白です。その一宗教団体である靖国神社に、行政権の長である首相が「内閣総理大臣」の肩書きで真榊を奉納し、閣僚らが公の身分で参拝することは明白な宗教行為であり、日本国憲法に定める「信教の自由」および「政教分離」の原則に違反しています。

そもそも、日本国憲法第20条が、信教の自由と国の宗教活動の禁止を定めているのは、大日本帝国憲法下における戦前・戦中、国家が神道と結びついた国家神道としての特別な地位を用いて日本を戦争に導き、一部の宗教団体を厳しく迫害した、という歴史の反省の上に立っているからです。その反省に基づいて日本国憲法は、国家と宗教との明確な分離を規定し、国及びその機関に対して正しい適用を義務づけたのです。信仰は個人の価値観の問題であって国家が立ち入ってはならず、国家は本質的に宗教からは無関係であるべきだからです。しかしながら、首相、閣僚らが靖国神社に真榊を奉納もしくは参拝することは、靖国神社に合祀され、神とされた人々に対する礼拝行為であり、国家が特定の宗教に対して特別な関わりを持つことであって、憲法に違反しています。

私たちは、国家が再び特定の宗教と結びついて礼拝行為を強制した過去の歴史を繰り返すことになりかねない貴殿らの行為を、断じて認めるわけには参りません。

次に靖国神社は、戦前・戦中は国民を戦争に動員するための精神的支柱であり、戦後も戦没者を「英霊」として「顕彰」し、極東国際軍事裁判によって有罪判決を受けたA級戦犯を合祀しており、日本のアジア諸国に対する侵略戦争と加害の歴史を正当化しています。そのような靖国神社に対する礼拝行為は、この国が、かつてのように戦争をする国へと向かっており、もし戦死者が生まれたならば、国が責任をもって処遇し顕彰する、と宣言しているかのようです。しかしながら、日本国憲法は「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意」（前文）し、戦争・戦力・交戦権を放棄したのですから（第9条）、この最高法規である憲法の理念に反する一切の行為は排除されなければなりません（前文、第98条）。

聖書にあるヨハネの黙示録第 13 章は、権力者が国家宗教に深くかかわることがその国を全体主義と軍国化に導き、滅亡に陥れると指摘しています。実際に日本は、戦前戦中の国家神道政策の結果、全体主義国家となり軍国化を推し進め、国内のみならずアジア諸国に多大な犠牲をもたらして敗戦に至ったのです。特に、集団的自衛権の行使容認を含む安全保障関連法が成立した 1 ヶ月後に、この国の権力の座にある人々が靖国神社を参拝することは、再びこの国を戦争と滅亡の道に導こうとしていることとなります。

さらに、近代民主主義国家に共通している、基本的人権の尊重と国民主権に加えて、わが日本国憲法には、恒久平和主義が謳われています（前文）。しかもそれは、一国平和主義ではなく、国際平和主義であって、先の戦争の反省に立って導き出されたものです。その実現のために、まず日本から国際平和を主導しようと永久に戦争を放棄し、あらゆる戦力と交戦権までも放棄したのです（第 9 条）。それはまさに、預言者イザヤが、「彼らはその剣を鋤に、その槍をかまに打ち直し、国は国に向かって剣を上げず、二度と戦いのことを習わない」（イザヤ書 2:4）と預言した終末における理想的な世界の姿であり、イエス・キリストが「平和をつくる者は幸いです」（マタイの福音書 5:9）と言われ、「剣をもとに納めなさい。剣を取る者はみな剣で滅びます」（同 26:52）と言われたことと軌を一にしています。

しかしながら、靖国神社の例大祭ごとに首相みずから真榊を奉納し、閣僚らが参拝することは、いくら当人たちが「外交問題になるような性質のものではない」と考えていたとしても、実際に中国国営新華社通信が「日本の一部の政治家が靖国神社参拝を続けていることが、日本と中韓などアジア諸国との緊張を招いている」と報道しているように、近隣諸国からの非難を招き、国際関係を更に悪化させ、国益を損なわせることになるのです。そして、日本をアジア諸国の中でますます孤立させ、「国際平和を誠実に希求」（第 9 条）する国から遠ざけます。

首相、閣僚の方々は、内閣の重要な職務である「外交関係を処理すること」（第 73 条）を、自覚を持って誠実に果たすべきです。

以上の理由から私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、このたびの靖国神社秋季例大祭における安倍首相の真榊奉納、及び閣僚らの参拝に対して強く抗議いたします。